

平成17年11月28日発行

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第2号）

< 第2号の主な話題 >

今後の担い手育成・確保の取組の推進方針を通知。（11月21日）

< Q & A コーナー > よくある質問・回答を紹介

今後の担い手育成・確保の取組の推進方針についての通知を発出。（11月21日）

品目横断的経営安定対策の19年産からの導入に向けて、特にこの農閑期の間に、各地域における説明会、集落座談会、戸別訪問等を計画的に実施することにより、(1) 本対策の内容の現場までの正確な周知、(2) 本対策の対象者要件を満たす「担い手」の育成を効果的に進めることが重要です。

このため、各地方農政局、都道府県、市町村等における今後の担い手育成・確保の取組に当たってのポイントを示した「品目横断的経営安定対策の導入に向けた担い手育成・確保の取組の推進方針について」を11月21日付けで地方農政局等に通知しました。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

今後の担い手育成・確保の推進に当たってのポイント

〔 (1) 地域担当制による推進体制の整備 〕

本省で実施しているブロック担当制を、地方農政局においても整備
更に、都道府県や市町村等においても、できる限り、担い手育成総合支援協議会の構成機関・団体が役割分担の下、地域担当制を取り入れること。

〔 (2) 地域ごとの戦略の明確化 〕

地方農政局及び都道府県は、相互に連携し、地域の戦略の策定を支援。
市町村、農業委員会、農協、普及指導センター等の関係機関は、地域（集落など）ごとの「担い手育成の戦略」を策定。

- 例えば、
- ・ 物理的特例や所得特例により、現時点で規模要件・所得要件を満たしている農業者や営農組織は、漏れなく本対策に加入するよう誘導
 - ・ 麦・大豆の生産組織が存在しない地域は、生産調整特例の活用を念頭に農業者の協業化・組織化を推進

関係機関は、 の戦略に即して、働きかけの対象（ターゲット）をリストアップし、本対策の対象者要件を満たすための処方箋を作成するなどして、担い手へ誘導。

(3) 進捗状況の把握

都道府県及び関係機関は、各地域における、

周知達成度（本対策の内容がどれだけ周知されたか）

意向確認度・加入準備到達度（どれだけの者が加入意向を持っているか、また、どれだけの者が要件を満たしたか）

について進捗状況を把握し、情報を共有化。地方農政局でもこれを毎月確認。

(4) 推進ノウハウ等の情報共有化

「品目横断的経営安定対策のポイント」（雪だるまパンフ）、「担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン」を通じて、各地の効果的な取組事例や本対策に関する Q & A 等の情報を瞬時に全国へ発信。

「品目横断的経営安定対策のポイント」（雪だるまパンフ）

→ http://www.maff.go.jp/ninaite/keiei_antei_point.pdf

< 品目横断的経営安定対策等 Q & A コーナー >

多くのご質問をいただいております。近く、農林水産省担い手ホームページ上に主要な Q & A を掲載することとしておりますが、取り急ぎ、本号ではよく聞かれるご質問に対する回答を掲載します。

【経営規模】

Q 1 表作と裏作で耕作者が異なる場合において、それぞれの経営規模面積にカウントできるのか。

A 1 二毛作が行われている農地の取扱いについては、表作と裏作が同じ経営主体によって行われている場合には、ダブルカウントはできません。しかし、表作と裏作が別の経営主体によって行われている場合には、それぞれの経営規模にカウントすることができることとしています。（雪だるまパンフ（11/11版）13頁参照）

【対象者要件】

Q 2 本対策の対象者と生産調整との関係はどうなっているのか。

A 2 本対策の対象者は、認定農業者または特定農業団体を基本とすることとしており、これらの認定基準等から、生産調整を実施していることが実質的な要件となります。（雪だるまパンフ（11/11版）4、6頁参照）

Q 3 認定農業者が農業経営改善計画の目標所得を達成できなかった場合、また、特定農業団体等が目標（利用集積目標、農業所得目標、法人化計画）を達成できなかった場合、ペナルティや交付金返還はあるのか。

A 3 認定農業者や特定農業団体等の各種の目標、計画については、先ずその達成に向けて、とるべき措置がとられ、努力されることが必要です。

しかし、その努力を怠り、市町村等の指導を受けても改善が見られないときは、認定等が取り消され、以降の支援が受けられなくなる場合もあります。

【組織要件】

Q 4 対象となる組織の経理の一元化は、減価償却費や肥料費を個々の農家が負担することでもよいのか。

A 4 集落で営農が行われている実態があれば、必ず何らかの形で支出されることが想定されるので、支出については特段の定めを行う必要はないと考えていますが、共同で営農を行う実態が存在せず、形式的に組織名義の口座のみを設け、収入を個人に100%分配するようなものは認められません。

（雪だるまパンフ（11/11版）9頁参照）

Q 5 大規模認定農業者や農業生産法人等が競合する地域においては、農用地の利用集積目標を設定するための地域の捉え方はどうしたらよいのか。

A 5 基本的には、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲（集落など）で捉えることが原則です。ただし、他の大規模認定農業者等との競合により一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができることとしています。（雪だるまパンフ（11/11版）8頁参照）

【生産条件格差是正対策関係】

Q 6 「過去の生産実績に基づく支払」について、現行対策の支援を受けずに作付けしていた面積の扱いはどうなるのか。

A 6 「過去の生産実績に基づく支払」は、現行の再生産確保等を目的とした品目別の経営安定のための対策（価格対策）による支援対象数量に応じて行うこととしています。したがって、その生産の目的から現行政策支援の対象となっていない

例えば、自給的利用を目的とする大豆などは、過去の生産実績の対象とはなりません。

なお、「毎年の生産量・品質に基づく支払」については、19年産からの作付け分についても、安定供給の確保や品質向上等の制度目的に応じた支払要件を満たした場合には、交付の対象となります。

(雪だるまパンフ(11/11版)16～18頁参照)

【収入変動影響緩和対策関係】

Q 7 「収入変動影響緩和対策による支払」と現行の共済制度との関係はどうなるのか。

A 7 両制度の補てんが重複することがないように関係を整理することとしています。

具体的には、災害による減収に対しては、共済制度の加入・未加入を問わず、共済制度による補てんがあったものとして、本対策の補てん単価の算出段階で共済制度の補てん分を控除する方向で検討しています。

(雪だるまパンフ(11/11版)19頁参照)

< 地域の話題等 >

ＪＡ出資型の農業生産法人の設立が加速(東海農政局発)

東海管内(岐阜・愛知)では、山間部など担い手が不足している地域を中心にＪＡ出資型の農業生産法人を設立し、その法人とそこで雇用された従業員を地域の担い手として育成する取組を進めています。

岐阜県では、県下全域で、県担い手育成総合支援協議会が、法人の設立相談・指導等のサポートを行うとともに、「農地を守る担い手支援事業」(県単独事業：15～17年度実施)により全農岐阜を通じＪＡ出資法人への農業機械リース料の1/2の補助を行い、法人の設立を推進しています。これらの取組によって法人設立が加速化され、16年は新たに4法人、本年も既に4法人が設立され、15年までの既設立2法人と合わせ県下全12ＪＡのうち9ＪＡ管内で10法人が設立されています。

愛知県でも、県・関係団体が本年度策定した「担い手づくり基本方針・工程表」において、19年度を目途に県内全15ＪＡ(19年度までに合併予定)でＪＡ出資法人を設立することとしており、本年、既に2ＪＡ管内で法人が設立されています(18年度は更に4法人設立予定)。

・問い合わせ先：「東海農政局担い手相談窓口」052-201-7271(内線2449)経営課内

「地域リーダー必携Q & A」等の発刊について(九州農政局発)

九州農政局では、本年2月に「九州農政局担い手タスクフォース」を設置し、担い手育成・確保キャラバンの展開、「九州における担い手育成・確保のための推進マニュアル」の作成など、担い手の育成・確保運動に取り組んでいるところですが、

今般、運動の更なる推進を図るため、次の資料3部作を作成しました。

「九州における担い手育成・確保のための推進マニュアル（改訂版）」

「地域リーダー必携Q & A ～農業経営の法人化、集落営農の組織化等に向けて～」

法人化志向農業者や集落営農の組織化を目指す地域リーダー向けに「一問一答形式」で整理

「九州における集落営農の組織化・法人化事例集」

九州各地域で設立された集落営農組織の設立の経緯、特徴的な活動内容、あるいは設立に当たっての「経理の一元化」や「特定農業法人化」等の課題、集落営農の組織化と発展を図る上で、必要不可欠な農地の流動化の事例を併せて紹介

これら3部作は、これまで紹介しているマニュアルとともに「九州農政局担い手タスクフォース」のホームページに掲載しています。ご活用下さい。

→ <http://www.kyushu.maff.go.jp/seiryuu/keiei/ninaite/ninaite.htm>

< 編集後記 >

第2号は、皆様からの質問・疑問にお答えできるようQ & Aコーナー「よくある質問と回答」を中心に作成いたしました。

このメルマガの購読申込み数も既に1,700件(11月28日現在)を超えており、担い手育成・品目横断的対策への関心の高さと、メルマガへの期待の大きさに担当者一同、さらに気を引き締めなければと感じているところであります。

今後、このメルマガを担い手育成・新たな対策導入の推進に役立つよう、磨き上げていきたいと考えております。皆様からのご意見、ご要望、また、情報などを下記アドレスまでお寄せください。

▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行(週1回程度)

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

(本メールマガジンの購読申込みも、このURLから出来ます。)

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>